

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 草加市立病院で使用する電気調達
- (2) 需 要 場 所 草加市草加二丁目 2 1 番 1 号 草加市立病院
- (3) 業種及び用途 医療業（病院）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6, 0 0 0 ボルト
- エ 標準周波数 5 0 ヘルツ
- オ 受電方式 2 回線受電（本線、予備電力（予備電源））
- カ 発電設備 別紙 1 のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 最大電力実績 別紙 2 のとおり
- イ 使用電力量実績 別紙 2 のとおり
- ウ 予定契約電力 別紙 3 のとおり
- エ 予定使用電力量 別紙 3 のとおり

(3) 使用期間

自 令和 3 年(2021 年) 1 2 月 1 日 0 : 0 0

至 令和 4 年(2022 年) 1 1 月 3 0 日 2 4 : 0 0

(4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置の有無 別紙 1 のとおり
変成器付複合計器（時間帯別・精密級） 2 台
通信用端末装置（MC） 1 台
（必要な場合は、供給者が設置する。）
- イ 電力会社の検針方法 電力需給用複合計器による把握

(5) 保安上の責任分界点等

- ア 需給地点 別紙 1 のとおり
- イ 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ
- ウ 保安上の責任分界点 需給地点に同じ

3 支払方法 後払い（年 1 2 回払い）

4 優先順位

- (1) 本契約書（仕様書、内訳書を含む。）
- (2) 協議書、承諾書又は覚書
- (3) 受注者制定の電気需給約款
- (4) その他参考資料等

5 料金の算定等

- (1) 毎月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内のみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）を超えないものとする。

なお、入札価格の算定にあたって、力率割引又は割増を行う場合、力率は100パーセントとする。また、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金などは考慮しないこと。

- (2) 契約金額は基本料金単価及び電力量料金単価とし、契約書に記載する基本料金単価及び電力量料金単価は、次のとおりとする。

ア 電気料金単価及び各月の料金算出式等を記載した内訳書を事業者が作成する。

イ 電気料金単価の記載については、消費税及び地方消費税の額を含む額とする。

- (3) 電力料金計算等において、計算する場合の単位及び端数処置は次のとおりとする。

ア 電気の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金の計算における金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

- (4) 各施設の30分毎使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担において取付けること。

- (5) 毎月の検針後、検針結果（検針指示値、使用電力量、最大電力、力率、契

約電力、料金単価、燃料費調整額類、請求額等)を速やかに発注者(担当課)へ通知すること。

- (6) 毎月の料金の請求は、請求書の他に、内訳書(契約種別、使用電力量、力率、契約電力、料金単価、燃料費調整額類、請求額等)並びに内訳書の電子データを添付すること。なお、請求額の算定にあたっては、基本料金の算出(小数点第3位以下の端数はこれを切り捨てる。)、電力量料金の算出(小数点第3位以下の端数はこれを切り捨てる。)、燃料費調整額類の算出(小数点第3位以下の端数はこれを切り捨てる。)を行い、その他調整後の合計(1円未満の端数はこれを切り捨てる。)を請求金額とすること。

なお、電子データの形式は、エクセルやCSV形式等のファイルとし、その他の詳細は協議により決定するものとする。

- (7) 季節条件等の変動により予定使用電力・電力量を上回る電力を購入する場合にも、同一の単価を適用する。
- (8) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

6 その他

- (1) この仕様書等に定めのない供給条件については、関東管内のみなし小売電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件(電気需給約款)等を基本に協議するものとする。
- (2) 本契約による報告等について、緊急やむを得ない場合等は、電話又はファクシミリ等による一次対応も可能とするが、この場合、事故であっても書面により提出するものとする。
- (3) 供給の発電設備等が事故などにより電力の供給不能になった場合にも、支障をきたさないように、無条件及び無停電で必要な電力を受け入れる体制等の予備電力供給体制を必ず確保すること。ただし、これに伴う特別料金は別途支払わないものとする。
- (4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にありません。
- (5) 自動力率制御装置を備えており、力率は100%を保持する予定である。
- (6) 契約期間中にトランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更など、電力の契約に影響するような工事予定はありません。
- (7) 自家発電補給電力の契約を行う。